

舞鶴市公告第19号

舞鶴市地域計画を策定するので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第6項の規定により公告し、当該地域計画案を次により縦覧に供する。

該当する利害関係人は、令和7年3月27日までに、市に対して当該地域計画案について、意見書を提出することができる。

令和7年3月13日

舞鶴市長 鴨田 秋津



1. 舞鶴市地域計画案の縦覧期間

自 令和7年3月14日

至 令和7年3月27日

2. 農用地利用計画の変更案の縦覧場所

京都府舞鶴市字北吸1044番地
舞鶴市役所 農林課内

3. 意見の申し立て

各計画の案に対する意見については、地域計画の案についての意見書を記載の上、舞鶴市農林課に提出する。なお、意見書の提出期限は縦覧期間満了の日までとする。